

共生

黒木隆之 書

2016年7月

第20号

熊本地震～被災地の復興に想いを込めて～



鹿児島県社会福祉法人経営者協議会
会長 伊東 安男

4月16日午前1時25分熊本地方を震源とした地震が発生した。今回は特に隣県の熊本県ということもあり、何とか現地に義援金や物資を届けたいという思いでいっぱいであった。

さまざまな情報がもたらされる中で、経営協熊本県会長の小笠原先生と連絡を取るのが一番いいだろうということで、先生の携帯に電話した。不足しているものは何ですかという問いには、米、水、介護用品、レトルト食品、それにビニールシートも不足しているということだったので、義援金を含め、法人内部のみならず経営協も含め情報を流した。

隣県でしかも経営協の小笠原先生には日頃大変お世話になっていることもあり、居ても立っても居られない状況であった。「とにかく現地へ走ろう」と経営協事務局の寺田さん、それに建昌福祉会の5名のスタッフ、私を含め7名で熊本へ向かった。

ちょうど5年前、三人で南三陸に向かった時のことを思い出すことであった。「百聞は一見に如かず」の格言通り、まずは現地を見ることが一番であるということ東北大震災で教えられた。

鹿児島を出て、熊本の目指す法人まで4時間を要した。新幹線で来ると1時間で来るが、高速道路を途中までしか使えないので止むをえないことであった。

熊本の市街地は道路から見る限りそう大きな被害を受けているようには見えなかった。しかし午後から行った益城町は想像を絶する被害であった。あらゆる家屋が全壊あるいは半壊の状況であった。

自然の恐ろしさをまたしても見せつけられた。今回、熊本地震の教訓は「福祉避難所」という言葉であった。この問題をこれからも研究していかなければならない。

平成28年度県経営協定期総会開かれる

平成28年度定期総会を、去る4月20日（水）鹿児島市内のホテルにおいて169法人（うち委任状79法人）の参加を得て開催しました。

伊東県経営協会長の開会あいさつのあと、伊藤祐一郎県知事、仮屋基美県社会福祉協議会会長に来賓の祝辞をいただきました。

議長に隆愛会 賀寿園理事長 立山経一氏を選出、議事録署名人二人を指名し議事に入りました。

まず、「平成27年度の事業報告」についての主なものとして、福祉施策に関する要望・提案の実施（知事及び自民党鹿児島県連）、経営者セミナー、社会福祉法人制度改革対応セミナー、社会福祉法人会計研修、第3回県社会福祉法人経営者大会の開催、刑余者就労支援の啓発・広報、第4回スピーチコンテスト等の実施などの事業報告をしました。

「決算」については、約20,111千円（実質11,571千円）の収入を基に事業の執行状況が説明され、収支決算書（案）が了承されました。

次に平成28年度からの全国経営協会費基準の改定に伴い、「会費規程の改正」（案）が提案され、伊東会長から、「平成28年度の事業計画」（案）が全国経営協の新会費基準に合わせた予算案であることから、会費規程改正の経緯と経営協の活性化、組織強化、財政基盤の整備等を目的に会費改正する等の提案説明を行い、承認されました。

「平成28年度の事業計画」及び「収支予算」については、組織強化、経営相談事業、セミナー・会計研修会、スピーチコンテスト、熊本地震の被災地施設支援、第4回県社会福祉法人経営者大会など各事業の実施計画について説明がなされ、計画案及び予算案が提案どおり承認されました。

続いて、前年度総会で承認をいただいた、「役員の中から副会長1名を追加（会長が1名推薦）」については、協議員の久木元司氏を会長推薦の副会長として提案、承認され、併せて、経営協の副会長の中村邦彦氏が、知的障害者福祉協会会長を退任されたことから、後任の副会長に、知的障害者福祉協会新会長の水流純大氏を提案し承認されました。

今年度も役員一同、会員法人の運営力・経営力向上のために鋭意努めますので、ご協力をよろしくお願いいたします。



伊東会長あいさつ



県社協 仮屋会長祝辞

磯 全国経営協会長『社会福祉法人制度改革への対応』と 『施設内事故に関する裁判の実情』に190名が熱心に聴講 県経営協「第1回経営者セミナー」開催報告

午前中の県経営協総会と合わせて午後からセミナーが開催されました。

全国経営協の新会長に就任された磯彰格氏が、新会長として初来鹿し、『中央情勢報告及び社会福祉法人制度改革への対応』と題して講演しました。

社会福祉法人は、今般の法改正を活し、社会の信頼と支持のもとで、今後も社会福祉の主たる担い手としての役割を果たしていくため、公益法人として経営組織体制の構築、組織・事業の透明性向上にしっかりと取り組んでいき、社会に対して社会福祉法人の必要性を「見える化・見せる化」していくとの力強い話は、聴講の全員が真摯に深く聞き入る内容となりました。

次に、本県経営協の顧問弁護士である染川法律事務所 染川周郎弁護士による「社会福祉法人の施設内事故に関する最近の裁判の実情」と題する講演で、実際に訴訟として対応した事例や過去社会福祉法人で起こった事例等に基づき、経緯や法的関係、対処方法等について説明をいただき、法人・施設運営の取り組み等、基本に直結した有意義な講演でした。今年度も経営者セミナーや経営者大会を実施しますが、会員その他の法人経営者の運営力・経営力向上のために有意義なものとなるよう努めますのでご期待ください。



全国経営協 磯会長講演



染川弁護士講演

県社会福祉施設経営相談コーナー

県社会福祉施設経営相談コーナーでは、相談員を配置し、文書、電話等により法人経営施設運営に関する相談を受け付けています。

秘密は厳守され相談は無料ですので是非とも御利用ください。

- ◇専任指導員 1名
- ◇兼任指導員（公認会計士）1名
- ◇顧問弁護士（県経営協による委嘱。内容により弁護士会所定料金が必要）
- ◎連絡先：TEL 099-257-9885 FAX 099-250-9358
- ◎担当：寺田



青年経営者部会への誘い

社会福祉法人 輪光福祉会 副理事長
(鹿児島県青年経営者部会 部会長)

山内 義宣



昨年度から青年経営者部会の会長を仰せつかっております輪光福祉会の山内義宣と申します。

鹿児島県の青年経営者部会は全国社会福祉法人経営者協議会及び鹿児島県社会福祉法人経営者協議会の下部組織として設置され、社会福祉法人経営に関する調査・研究及び研修等を通じて青年経営者等の資質向上に資することを目的とした組織です。

と書きますと、何やら堅苦しい会だなと感じるかと思われそうですが、実際は概ね50歳未満の経営者や幹部候補者等が会し、会員の要望を取り入れながら講演や研修会、情報交換を行う大変有意義な会となっております。また、全国や九州ブロックの経営青年会の研修に参加したり、何よりも県をはじめ全国に同年代の人脈を広げられることができる会です。

鹿児島県青年経営者部会では概ね年4回の研修（1回は県外か海外視察）を行っております。昨年の研修会を振り返ってみますと、第一回研修は5月に人材不足の打開を探るため学校法人津曲学園の津曲貞則理事長に地域と大学の在り方と題して講演を頂きました。

第二回研修は県外か海外の視察研修を組んでいますが、今年は海外視察の年で、9月に4日間上海の老人福祉施設や病院等を視察してきました。建物や福祉用具等ハード面は日本とさほど変わらない物が多かったですが、お国柄なのかプライバシーに関する部分はまだまだ配慮不足だなと感じました。ともあれ

鹿児島から飛行機1時間半で東京と匹敵するほどの大都会に参加者全員驚いていました。

第三回研修は忘年会を兼ねて毎年12月に開催しております。親会でも取り上げております生活困窮者の実態と現状把握を数回に分けて行っていこうということで、社会福祉法人更生会の森田善博副施設長に触法障害者への支援を通じて社会福祉法人に期待することを講演頂きました。

第四回研修も生活困窮者問題を取り上げ、3月にホームレス支援の現状について一般社団法人 Saa・Ya の鶴田啓洋代表理事に講演頂きました。触法障害者やホームレスの方々が再犯を犯したり自死に追い込まれる実態を少しでも解消できるよう、我々社会福祉法人が行動に移さなければと考えさせられる研修となりました。今後もDV被害者や児童虐待などに焦点を当てて研修に取り組んでいく予定です。

このように毎回中身の濃い研修会を実施し、その後の意見交換会で講演内容、法改正や経営に対しての疑問点について語り合う懇親の場も設けております。

ぜひとも皆様方には興味をお持ち頂き、青年経営者部会への入会をお願い致します。会費も年間一万円（全国加入の場合はプラス一万円）と破格の会費で運営しています。我々と一緒に鹿児島の福祉を盛り上げていきましょう。

○入会申込・問い合わせ連絡先

Tel 099-482-1047

輪光福祉会 山内・坂中・梅木まで

○全国社会福祉法人経営青年会ホームページ

<http://www.zenkoku-skk.ne.jp/>

お知らせコーナー

大雨・台風等の襲来の時節となりました。万一被害にあわれた場合はこのような制度があります

☆九社連社会福祉法人経営者協議会の災害見舞金事業の主な内容

- ①対象災害の種類 ・対象とする災害は(1)災害救助法(2)火災
- ②見舞金の手続き ・各県経営協会長の内申が必要です。
- ③災害見舞金基準(1法人につき)

	災害の種類及び被害額	見舞金額
1	施設建物、建物付属設備被害 <被害額> 100万円以上	最高限度額 10万円

④この事業は平成24年4月1日から適用されています。

[参考]

・全国社会福祉法人経営者協議会の災害見舞金の基準(1件につき)

	被害の種類および被害額	見舞金額
1	施設建物、建物付属設備被害 <被害額> 100万円以上 500万円未満 500万円以上 1,000万円未満 1,000万円以上	10万円 20万円 30万円
2	法人役員・入所者死亡被害 ※生花代を贈り弔意を示す	1人あたり3万円

(注)1法人の被害が複数(施設・人)に及ぶ場合、1法人あたりの見舞金額上限は30万円とする。

・鹿児島県社会福祉法人経営者協議会見舞金支給対象は、会員の死亡及び自然災害等による罹災。但し、広範に亘る災害(地震、風水害等)は除く。見舞金の金額は、2万円。



事務局便り

【今年度の経営協の取組み】

月	日	行事名	場所	主な内容等
28年4	7	福祉指導連絡協議会	県社会福祉センター	経営指導相談業務
〃	20	経営協総会	城山観光ホテル	総会
〃	20	経営者セミナー(午後)	〃	全国経営協会長 磯 彰格氏 顧問弁護士 梁川周郎氏
5	2	九社連九州ブロック会長会議	福岡市セントラザ博多	熊本地震支援対応
6	26	保育部会研修	県立奄美図書館	日本女子体育大学 天野珠路氏

【これからの経営協の取組み(予定を含む)】

月	日	行事名	場所	主な内容等
28年7	15	社会福祉法人制度改革対応セミナー	城山観光ホテル	社会福祉法改正対応セミナー及び労務管理セミナー
〃	20	28第1回会計研修	〃	会計基準基礎等及び質疑応答
8	19	九州ブロック会議	福岡市	全国経営協九州ブロック会議
9	14~15	全国経営協大会	熊本市	基調講演、記念講演、分科会
10	7	28第2回会計研修	〃	会計実務講義及び質疑等対応等
11	22	第4回鹿児島県経営者大会	〃	基調講演、記念講演、分科会
29年1	18	第5回福祉に対する私たちの想いスピーチコンテスト	県民交流センター	各施設からの応募作品の発表
〃	26	第3回会計研修(奄美会場)	奄美サンプラザホテル	決算会計業務及び質疑応答等
2	8	第3回会計研修(鹿児島会場)	城山観光ホテル	決算会計業務及び質疑応答等